

第 1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人くまもと県北病院(以下「法人」という。)が発注する工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)に対する確な対応を行うため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 総則

1 談合情報の確認

(1) 入札に付そうとする又は付した工事及び委託事業(以下「入札工事等」という。)について談合情報を受け、又は談合情報を知り得た(新聞等の報道により知り得た場合を含む。)法人職員(以下「職員」という。)は、当該情報の提供者に対して次に掲げる事項を確認の上、直ちに事務部会計課長(以下「会計課長」という。)に報告するものとする。

ア 情報提供者の氏名及び連絡先

イ 工事番号及び工事名

ウ 入札(予定)日

エ 落札予定業者名及び落札予定金額

オ 談合が行われた日時及び場所

カ 談合に関与した業者名

キ 落札予定業者の決定方法

ク その他必要な事項

(2) 会計課長は、談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(3) 入札工事について談合があると疑うに足りる事実を得た職員は、次に掲げる事項を確認の上、直ちに会計課長に報告するものとする。

ア 工事番号及び工事名

イ 入札(予定)日

ウ 談合があると疑うに足りる事実の内容及び証拠

エ その他必要な事項

2 審査会の審議

(1) 契約担当課長は、1の(1)及び(3)の規定による報告を受けたときは、談合情報報告書(様式第1号)により、速やかに理事長に報告するものとする。

(2) 理事長は、(1)の規定による報告を受けたときは、理事会を招集するものとする。

(3) 理事会は、(1)の報告書を基に、談合情報の信ぴょう性及び第3に定めるいずれかの手続によることが適切であるかについて審議するものとする。

3 談合情報に関する信ぴょう性

信ぴょう性があり調査を必要とする談合情報であるか否かについては、次の事項を総合的に勘案し、

判断するものとする。

(1) 入札工事について談合情報を受け、又は談合情報を知り得た職員から報告を受けた場合

- ア 提供者の身元情報
- イ マスコミからの通報、問合せ等の情報
- ウ 談合に関する具体的な内容
 - (ア) 談合の日時
 - (イ) 談合の場所
 - (ウ) 談合の参加者
 - (エ) 談合の対象工事名
 - (オ) 談合の経緯
 - (カ) 談合の結果(落札業者及び落札金額)

エ 談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の情報

(2) 入札工事について談合があると疑うに足りる事実を得た職員から報告を受けた場合

- ア 談合があると疑うに足りる事実の内容、証拠等
- イ 談合の結果(落札業者及び落札金額)
- ウ 談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の情報

4 公正取引委員会への通知

理事会は、審議の結果、調査の必要があると決定した談合情報については、手続の各段階において公正取引委員会に通知するものとする。

5 警察への情報提供

理事会は、審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、警察に情報提供するものとする。

6 報道機関等への対応

事務部会計課に談合情報の報告を受けた以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則として会計課長が対応するとともに、談合情報については公正取引委員会に通知している旨を明らかにするものとする。この場合において、公正取引委員会が行う審査の妨げになるような談合情報の積極的な公表はしないよう留意しなければならない。

第3 各論

談合情報があった場合には、原則として、次に定めるところにより対応するものとする。

1 入札執行前に談合情報の報告を受けた場合

(1) 理事会の審議の結果、調査の必要がないと判断した場合は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められる場合にあっては入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。

(2) 理事会の審議の結果、調査の必要があると判断した場合は、次の手続によるものとする。

ア 談合情報の通知談合情報があった旨を第2の2の(1)の規定により作成した、談合情報報告書(以下「作成した談合情報報告書」という。)の写しを添えて、様式第2号により直ちに公正取引委員会に通知すること。

イ 事情聴取

(ア) 理事会は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書(様式第3号)を作成すること。

(イ) 事情聴取する対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする事

と。
(ウ) 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うこと。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、玉名市競争契約入札心得(平成17年告示第98号。以下「入札心得」という。)第7条第1項の規定に準じて入札の執行を延期し、又は取りやめること。なお、入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていたときは、それらを保管すること。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

(ア) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合にあっては入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

(イ) (ア)の場合において、入札参加者全員に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求めること。ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を求める時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を求めた上、入札日を延期して執行するかいずれかにより対応すること。

(ウ) 入札には、積算担当者(当該入札工事等の積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。)が立ち会い、工事費内訳書をチェックすること。

(エ) 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、ウの規定により対応すること。

オ 公正取引委員会等への通知

談合情報のその後の結果について、イの(ア)の規定により作成した事情聴取書、誓約書及び開札調書の写しを添えて、様式第2号により公正取引委員会に通知すること。なお、ウの規定により入札を取りやめた場合にあっては、様式第2号により玉名警察署長にその旨を通知するとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について(平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入札契約適正化法第10条に関する手続通知入札契約適正化法第10条に関する手続通知」という。)の規定により公正取引委員会に通知すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に関覧に供されていることに留意しつつ、第2の2の(3)の規定により審議するものとする。

(1) 契約(仮契約を含む。以下同じ。)締結以前の場合

ア 理事会の審議結果により、調査の必要がないと判断した場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約すること。

イ 理事会の審議の結果により、調査の必要があると判断した場合は、次の手続によるものとする。

(ア) 談合情報の通知

談合情報があった旨を、作成した談合情報報告書の写しを添えて、様式第 2 号により直ちに公正取引委員会に通知すること。

(イ) 事情聴取

理事会は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書(様式第 3 号)を作成すること。

(ウ) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第 8 条第 7 号の規定により、入札を無効とすること。

(エ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

(オ) 公正取引委員会等への通知

談合情報のその後の結果について、イの(イ)の規定により作成した事情聴取書、誓約書及び開札調書の写しを添えて、様式第 2 号により公正取引委員会に通知すること。なお、(ウ)の規定により入札を無効とした場合にあつては、様式第 2 号により玉名警察署長にその旨を通知するとともに、入札契約適正化法第 10 条に関する手続通知の規定により、公正取引委員会に通知すること。

(2) 契約締結後の場合

ア 理事会の審議の結果、調査の必要がないと判断した場合は、特別な対応はしない。

イ 理事会の審議の結果、調査の必要があると判断した場合は、次に定める手続によるものとする。

(ア) 談合情報の通知

談合情報があった旨を作成した談合情報報告書の写しを添えて、様式第 2 号により直ちに公正取引委員会に通知すること。

(イ) 事情聴取

理事会は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書(様式第 3 号)を作成すること。

(ウ) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進ちょく状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

(エ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、特別な対応はしないものとする。

(オ) 公正取引委員会等への通知

談合情報のその後の結果について、イの(イ)の規定により作成した事情聴取書、誓約書及び開

札調書の写しを添えて、様式第2号により公正取引委員会に通知すること。なお、(ウ)の規定により契約を解除した場合にあっては、様式第2号により玉名警察署長に通知するとともに、入札契約適正化法第10条に関する手続通知の規定により、公正取引委員会に通知すること。

第4 その他

第3に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 事情聴取の方法

- (1) 事情聴取は、理事会の複数の委員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を事情聴取の対象者に通知した上、当該対象者全員を集合させ、1社ずつ聞き取りを行うこと。なお、共同企業体の場合にあっては、構成員を個々に事情聴取すること。

2 誓約書の提出等

- (1) 誓約書の様式は、別紙1を参考とするものとし、事情聴取後に提出させる誓約書については事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められる場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項若しくは第2項の違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

3 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、入札において、全入札者が入札書を提出した後に、会計課長が工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを積算担当者及び会計課長がチェックし、開札するものとする。なお、事情聴取及び工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取及び工事費内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

4 その他

- (1) 公正取引委員会及び玉名警察署長(以下「公正取引委員会等」という。)への通知は、理事長名において行うこと。
- (2) 通知の内容について公正取引委員会等から問合せがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。
- (3) 公正取引委員会への通知の後に公正取引委員会から協力要請があった場合は、可能な限り協力すること。

第5 調査、測量、設計等の入札に係る談合情報

工事に係る調査、測量、設計等の入札に係る談合情報の取扱いについては、入札工事の談合情報の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施する入札に係る談合情報について適用し、同日前に実施した入札に係る談合情報については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月29日制定)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2関係）

（その1）

談合情報報告書

年 月 日

| | |
|--------------------|---|
| 情報を受けた日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| ※工事番号及び工事名 | 第 号 |
| 入札（予定）日 | 年 月 日 () 時 分 |
| ※情報提供者 (匿名を含む。) | (一般) ・氏名 ・連絡先 住所 電話 (報道機関) ・報道機関名 ・所属、氏名 ・連絡先 |
| 受信者 | 所属 職・氏名 |
| 情報手段 | ・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他 () |
| 情報内容 | ・落札予定業者 ・落札予定金額 ・談合が行われた 日時 年 月 日 時 分 場所 ・談合に関与した業者名 ・落札予定業者の決定方法 ・その他必要事項 |
| 応答の概要 | |
| 当該要件の問合せ先 | |

- 1 ※印の項目については、情報提供者に確認した内容を記載すること。
- 2 参考となる資料（新聞等の写し等）があれば添付すること。

(その2)

談合情報報告書（談合疑義事実）

年 月 日

| | |
|------------------------------------|----------------------|
| 事実を確認した日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 工事番号及び工事名 | 第 号 |
| 入札（予定）日 | 年 月 日 () 時 分 |
| 談合があると疑うに 足る事実を申し出 た職員 | ・所 属 ・氏 名 ・連絡先 |
| 談合があると疑うに 足る事実の内容、証 拠その他必要事項 | |
| 当該案件の問合せ先 | ・所 属 ・氏 名 ・連絡先 |

※ 談合があると疑うに足る事実を得た証拠となる資料等についても添付すること。

様式第2号（第3関係）

第 号
年 月 日

様

地方独立行政法人
くまもと県北病院理事長

談合情報に関する資料の送付について

地方独立行政法人くまもと県北病院が発注する（した） _____

_____ の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり報告いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 開札調書（写）
- 5 入札に関する経緯（無効・延期・取消し）
- 6 その他（契約解除等）

（添付しております資料番号（1～6）に○を付けています。）

様式第3号（第3関係）
（その1）

事情聴取書

- 1 事情聴取日時 年 月 日（ ） 時 分
- 2 事情聴取場所
- 3 事情聴取者（所属、職名、氏名）
- 4 工事番号（委託番号） 第 号
- 5 工事名（委託名）
- 6 事情聴取対象者
商号又は名称（業者名）
事情聴取を受けた者

| 質問 | 聴取内容 |
|--|------|
| 1 本件の入札に先立ち、既に落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。 | |
| 2 そのような話を聞いたことがありますか。(情報に心当たりはありますか。) | |
| 3 本件について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。 | |
| 4 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。また、どのようにして落札者を決定しましたか。 | |
| 5 その他必要事項 | |

(その2)

事情聴取書 (談合疑義事実)

- 1 事情聴取日時 年 月 日 () 時 分
- 2 事情聴取場所
- 3 事情聴取者 (所属、職名、氏名)
- 4 工事番号 (委託番号) 第 号
- 5 工事名 (委託名)
- 6 事情聴取対象者
商号又は名称 (業者名)
事情聴取を受けた者

| 質問 | 聴取内容 |
|--|------|
| 1 (談合があったと疑うに足りる事実内容を説明し)当該内容の経緯を確認する。 | |
| 2 本件について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。 | |
| 3 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。また、どのようにして落札者を決定しましたか。 | |
| 4 本件入札に先立ち、既に落札者が決定している(た)との話を聞いたことがありますか。(情報に心当たりはありますか。) | |
| 5 その他必要事項 | |

別紙1（第4関係）

誓約書

年 月 日

地方独立行政法人
くまもと県北病院理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

担当者名

今般下記の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っておりません。今後とも関係法令等を遵守することを誓約し、落札後に当該工事(委託)に関する談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には契約を解除され、損害賠償を請求されても異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察へ送付されても異議はありません。

1 工事(委託)番号

2 工事(委託)名

3 工事場所

別紙2（第4関係）

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札執行するため本法人で準用することとしている玉名市競争契約入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、準用する玉名市競争契約入札心得第8条第7号の規定により入札は無効とする。